

論 説

昭和恐慌と「1930年代統制」

——統制政策登場の歴史的背景——

平 沢 照 雄

(目 次)

はじめに

I 昭和恐慌の影響

1. 急激な物価下落
2. 企業業績の悪化

II 企業の不況対策と経済統制

1. 恐慌下の企業行動
2. 恐慌下におけるカルテルの簇生

III 社会問題の深刻化と経済統制

1. 雇用・失業問題の深刻化
2. 労働争議の増大と「産業の自治」の限界
3. 帰農の限界と中小工業問題の深刻化

IV 浜口雄幸内閣の経済政策・スタンスと経済統制

1. 労働組合法案と統制政策
2. 緊縮財政スタンスと統制政策
3. 企業合同問題と統制政策

おわりに

はじめに

1929年にアメリカで発した大恐慌の波が日本経済にも押し寄せ、金解禁政策の実施にともなう“解禁不況”と重なる形で、かつてない深刻な不況が日本の産業企業を直撃した。1930年代初頭の日本で起きたこの恐慌をしばしば昭和恐

恐慌と呼ぶが、この恐慌が日本の産業企業に深刻な影響を及ぼしつつあったまさにその時期に審議が行われ、31年に成立をみたのが重要産業統制法（以下、重産法と略記する）と工業組合法（同じく工組法と略記）であった⁽¹⁾。

この2法は、いわゆる強制カルテル立法であり、具体的にはカルテルないしは工業組合の活動を支援して業界内に協調関係を形成させ、過当競争を規制する点に特徴があった。そして、この2法を法的根拠として展開される経済統制は、いわゆる総動員体制の構築を目的とした戦時統制とは質的に異なり、この時期特有の目的をもっていた。

すなわち、拙著『大恐慌期日本の経済統制』で明らかにしたように、昭和恐慌期に展開される経済統制は、カルテルおよび工業組合の統制力を利用する形で過当競争を規制して市場システムの破綻を阻止する、その意味でまさに現代経済におけるセイフティーネットの役割を担うものであった⁽²⁾。こうした機能によって、主要産業の倒壊をくい止めるとともに、その結果として雇用・失業問題の深刻化を回避して社会安定をはかる役割を担うものであったととらえることができる⁽³⁾。

そこで以下では、こうした歴史的意義を有する経済統制を、戦時統制とは区別する意味で「1930年代統制」（以下、単に30年代統制と略記する）と呼ぶことにしたい。そのうえで本稿では、上記拙著で展開した見解をさらに補完する目的から、30年代統制が登場する昭和恐慌期の経済実態に着目し、どのような

(1) なお後にもふれるように、31年に制定された工組法は、より正確には25年に制定された重要輸出品工業組合法の適用範囲を国内向けにも拡大した改正法である。とはいえば、これまでの“重要輸出品”的粗製濫造の規制を意図したものとは異なり、まさに中小工業分野における新たな統制政策の展開を根拠付けるものであった。

(2) ここでいうセイフティーネットとは、市場経済の破綻のリスクを社会的にシェアし、市場経済およびそれを基盤とする社会体制の安定化をはかる役割を担うものとして形成された制度・仕組みをさしている。特に現代の経済社会においては、相互信頼を前提とする協力の制度や仕組みがあつてはじめて、市場競争のメカニズムも安定的に機能するという相互補完関係が成立している。その場合、前者の“相互信頼を前提とする協力の制度や仕組み”に当たるのが、セイフティーネットということができる。

(3) 以上、詳しくは平沢照雄『大恐慌期日本の経済統制』日本経済評論社、2001年を参照されたい。

歴史的背景をもちながらこうした統制政策が展開されることになったのかについて、多角的に検討することを課題とする。

なおこの点に関連して、前著では、経済統制の審議が本格化し、やがて経済統制法に関する政府原案が登場するに至る経緯について言及した⁽⁴⁾。そこでは主に、①30年半ばをすぎ恐慌の影響が深刻化する時期に至って統制法制定の動きが現実化の方向をとり出したこと、②具体的には過磷酸肥料工業で顕在化した統制問題を契機として、産業分野の大小を問わず産業全般を対象とし、単なる輸出品の粗製濫造規制にとどまらず、むしろ恐慌への対処を主要目的とした新たな法の制定のための審議が開始されたことを明らかにした。

とはいえる、昭和恐慌の影響がどのような形で顕在化したか、これに対して企業はいかなる対応を具体的にとったのか、その結果、どのような社会問題が惹起されたのか、という点に立ち入った形で経済統制の登場を考察したとは必ずしもいえなかった。また、当時の浜口雄幸内閣の他の政策ならびにそのスタンス、特に緊縮財政や社会政策的な取組みと統制政策との関連についても限られた言及にとどめざるをえなかった。

これに対して本稿では、上記拙著では十分に言及しえなかっこうした論点、すなわち(1)昭和恐慌下における日本経済の実態および(2)同時期における他の政策および政策スタンスとの関連から30年代統制の登場およびその特徴をとらえることを主な目的とする。

I 昭和恐慌の影響

1. 急激な物価下落

そこでまずははじめに、経済統制が実施に移される時期の経済を、物価の動きを中心に入ることにしよう。表1は、1930年代前半期における主な経済指標をまとめたものである。

先にもふれたように日本の場合、30年代初頭における経済不況は、しばしば

(4) 同上書、48~50頁。

「台風に向かって窓を開けた」といわれるよう、29年ニューヨーク株式市場の大暴落に端を発した大恐慌の到来が“解禁不況”と重なる形で、かつてない深刻なものとなった。特にそれは、30年から31年にかけての物価の急落となってあらわれることになった。すなわち、表1にあきらかなように、同時期に、物価水準は、恐慌前（29年水準）に比べて約3割も下落したのである。

表1 1930年代前半期における主要経済指標

年 次	1930	31	32	33	34	35
総合物価指数	82.3	69.5	73.3	81.6	80.7	84.4
工業製品物価指数	80.9	66.6	73.4	85.6	83.6	82.5
事業活動指数	94.1	87.4	90.1	96.9	103.3	105.8
生産指数	93.9	91.2	96.9	111.9	126.2	139.3
工業生産額	77.3	67.1	77.5	102.0	121.7	140.4
労働人員	90.0	81.7	82.0	89.9	100.2	109.7
定額賃金	97.6	92.6	89.4	86.3	84.1	82.5
実収賃金	95.0	87.3	84.8	85.9	87.8	87.7

(資料) 1) 労働人員、賃金指数：日銀調査局『労働統計総覧』1940年
 2) 工業製品物価指数：大川一司他『長期経済統計8 物価』1967年
 3) その他：東洋経済新報社『経済年鑑』1941年版

(注) 1) 事業活動指数：ノーマル=100
 2) 生産指数：1931~33年=100
 3) その他：1929年=100
 4) ゴチックの値は当該期間中の最低値を示す

表2 昭和恐慌下の物価下落

物価下落率	品目数	構成比 (%)
80%以上	2	3.0
70%台	1	1.5
60%台	5	7.6
50%台	12	18.2
40%台	16	24.2
30%台	13	19.7
20%台	11	16.7
10%台	3	4.5
10%未満	3	4.5
計	66	100.0

(資料) 東洋経済新報社『物価二十年』1933年版より作成

また、当時、東洋経済が行なった調査結果⁽⁵⁾にもとづいて、主要商品の物価下落状況をみたのが表2である。同表は、主要66品目を対象に、恐慌前でありかつ金解禁実施前の時期にあたる29年6月の商品価格(P)と、それ以降32年末までの期間における最低価格(Pmin)とをピックアップし、恐慌下における物価の下落率(1-Pmin/P)を求め、それを分類したものである。ちなみに、66品目の平均下落率は40.8%であった。表2からは、約40%の下落を記録したものが最も多いため、加えて50%以上の下落をみた商品が全体の3割にも達していることがわかり、この時期に急速な価格破壊が進展したことをうかがい知ることができる。

さらに、30年代初頭の物価下落に関しては、以下の特徴を指摘することができよう。

第1は、主要農産物製品の急速な価格下落である。この点、例えば上記主要66品目のうち下落率が特に高かった上位10品目を高い順に列挙すれば、小豆、ゴム、生糸、人造絹糸、松脂、羽二重、豆粕、硫安(国内製品)、印度棉、絹紡糸であり、小豆のようないわゆる相場商品も含め、そのほとんどが農産物およびその関連製品であった。

なかでも特に生糸の大幅下落(下落率71%)が注目されよう。当時の日本農業は“米と繭の経済”と特徴付けられるように、米とともに繭は農家経営を支える主力製品であり、生糸は当時の日本にとって最も重要な輸出製品であった。そしてその下落の主な要因は、アメリカ市場での人絹糸との競合が、大恐慌の影響により激化したことにある⁽⁶⁾。また、生糸とともに絹紡糸、羽二重、人絹糸も、恐慌下に急速な価格低下にみまわれたのである。

これに対して、米価は、29~30年夏までは比較的安定していたものの、未曾有の豊作予想を受けて30年10月以降、大きく反落した。繭につぐ米価の下落は農家の窮迫販売を促し、さらに朝鮮米の大量移入によって供給過剰が増幅され

(5) 同調査結果は、東洋経済新報社『物価二十年』1933年版にまとめられており、表2はそのデータをもとに作成したものである。

(6) 人絹糸の進出による恐慌の激化に関しては、日本纖維産業協議会編『日本纖維産業史』各論篇、1958年、175~176頁を参照。

た⁽⁷⁾。こうして、米は先に掲げた物価下落率の上位10品目には入らなかったものの、恐慌下に4割にのぼる下落を記録し、米と繭を中心とした農家経営は大打撃を被ったのである。

その結果、農家負債は増大し、農民の生活難などとともに社会問題化し、農業・農村問題が反体制運動の有力な根拠となったことはよく知られている。そして、こうした農村の疲弊化、地方の社会不安といった状況は、後にも述べるように重産法や工組法による工業部門の統制を考えるうえでも軽視することができない社会的背景として重要である。

しかも第2として、工業製品の物価も激しく下落した。この点に関して、前掲表1の工業製品物価指数の動きをみれば、それが30年から31年にかけて、総合物価のそれを若干ながら上回る落ち込みを示していることがわかる。

さらに個別の製品、例えば後に重産法の適用産業（=「重要産業」）に指定される品目に関して、上記東洋経済の調査により物価下落をみた場合、例えば銑鉄（釜石3号）は当該期間に37%，鋼材（丸鋼5分）は41%の下落率を記録している。また、鉄鋼と同じく重産法の適用によるカルテル助成を希望してい

表3 化学工業（「重要産業」指定業種）製品価格の推移

年次	1930	31	32	33	34
硬 化 油	79	50	66	73	69
二硫化炭素	86	66	53	59	63
晒 粉	82	59	62	82	88
硫 酸	94	83	81	87	83
酸 素	78	64	63	68	72

（資料）1) 硬化油：花王石鹼株式会社『花王石鹼五十年史』1940年
 2) 二硫化炭素：日本硫炭協会『二硫化炭素工業史』1958年
 3) 晒粉：曹達晒粉同業会『日本曹達工業史』（改訂増補版）1938年
 4) 硫酸：商工省『物価統計表』各年版
 5) 酸素：日本酸素株式会社『日本酸素五十年史』1966年

（注）1) 1929年=100
 2) ゴチックの値は当該期間中の最低値を示す

（7）橋本寿朗『大恐慌期の日本資本主義』東京大学出版会、1984年、190～193頁。

表4 1930年代前半期における主要先進国の物価動向

年次	1930	31	32	33	34	35
日本	82.3	69.6	77.2	88.5	90.2	92.5
アメリカ	90.7	76.6	68.0	69.2	78.6	83.9
イギリス	87.5	76.8	74.9	75.0	77.1	77.9
ドイツ	90.8	80.8	70.3	68.0	71.7	74.2
フランス	88.4	80.0	68.2	63.6	60.0	54.0
イタリア	89.5	78.1	73.0	66.5	65.0	71.5

(資料) 日本銀行統計局『明治以降本邦主要経済統計』1966年より作成

(注) 1) 卸売物価指数 (1929年=100)

2) ゴチックの値は当該国の中最低値を示す

た化学工業製品の価格動向をまとめたのが、表3である⁽⁸⁾。同表からあきらかに、31年ないしは32年にかけて各製品価格は恐慌前の2~4割ほど下落しており、大工業部門の製品といえども物価の大幅下落に直面していたことがうかがえる。

さらに第3の特徴として、表4にみられるように、主要先進国の物価動向と比較した場合、30年から31年にかけての日本の物価下落が、最も大きかったことが注目される。もっとも、「第2次大戦前の各国の卸売物価指数の作成方法は国によってまちまちなので、国際比較に際しては注意が必要である」⁽⁹⁾と指摘されるように、厳密な比較は期待できない。とはいえ、経済統制の登場が現実化する時期というのは、「解禁不況」と大恐慌とがいわばダブルパンチで日本経済に押し寄せ、それが工業部面での恐慌とともに農業恐慌をも併発しつつ、他国と比べて急激な物価下落を顕在化させていた時期であったといえよう。

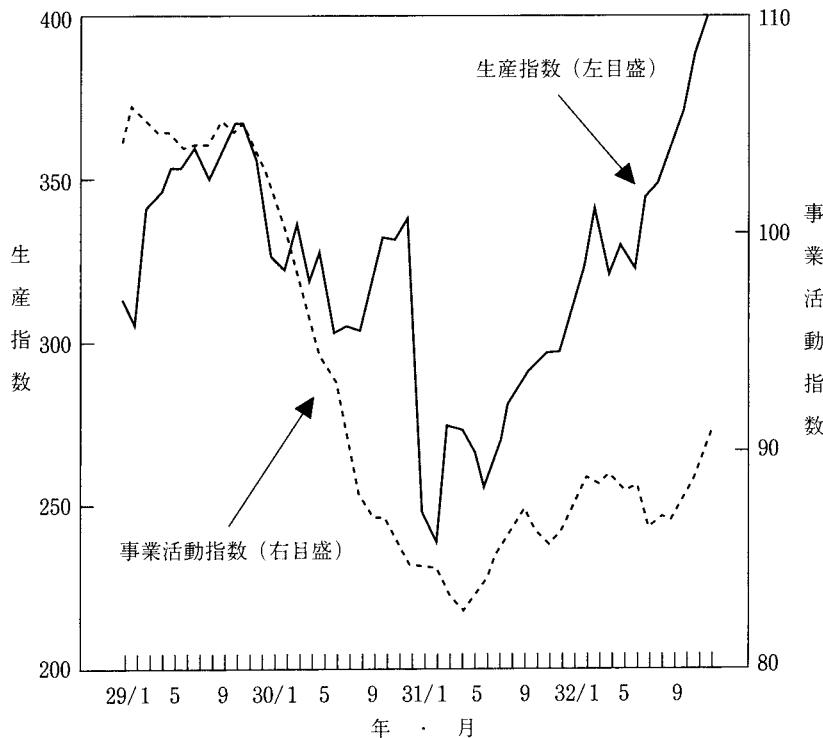
(8) なお、表3に掲げた製品の他に、「重要産業」に指定されたものとしてカーバイドがある。同製品に関しては、資料上の制約から1929年以前の価格が判明しなかつた。とはいえ、製品価格の推移に関しては、以下のような指摘から、当時の状況をうかがうことができる。「大正12年関東大震災、続いて昭和2年の金融恐慌、4年の世界的不況など、経済の悪化は年を逐うて激しく、5年にはついに缶当たり1円を割るにいたり業界は極度の不振にあえぎ、…満州事変の勃発により経済事情は一転し活況化の兆をみせ、6年を底とし7年下期からカーバイド価格は上昇し始めた。」(カーバイド工業会『カーバイド工業の歩み』1968年、118~119頁)

(9) 日本銀行統計局『明治以降本邦主要経済統計』1966年、585頁。

2. 企業業績の悪化

こうした物価下落が進展するなかで、企業活動は停滞し、企業業績も急激に悪化した。

まず、前掲表1の事業活動指数が示すように、企業活動は、31、32年とノーマルな水準である100をかなり下回ることになった。さらに、この点をより詳しくみると図1のようになる。この図からあきらかなように、同指数は、30年8月に90ポイントを下まわり、以後31年4月に底（82.8）に達するまで低下し続け、29年2月との差はおよそ23ポイントにのぼったのである。



(資料) 東洋経済新聞社『経済年鑑』1933年版より作成

(注) 1) 生産指数：1913年=100（主要9品目の生産指数平均値）

2) 事業活動指数：ノーマル=100

図1 主要商品生産指数および事業活動指数

次に主要製品の生産指数（9品目の単純平均）の推移に着目すれば、図1にみられるように同指数は29年11月まで上昇した後、30年6月に一度ボトムに達したが、さらに31年に入って再び急落し、同年2月に最低値を記録した。同値は、29年11月の値に比べ、約3.5割も落込んだのである⁽¹⁰⁾。

それとともに企業利益は、大幅な減益ないしは赤字決算に陥った。こうした昭和恐慌下の企業業績に関しては、以下の点に注目することができよう。

第1に、深刻な業績不振は、主要企業においても例外ではなかったことである。この点に関して東洋経済は、主要150社をとりあげ、恐慌下における企業業績の調査を行なっている⁽¹¹⁾。いま、その調査結果をまとめると、およそ表5のようになる。ここにみられるように、企業収入および同利益金は、ともに29年上期から31年下期にかけて約3割も激減することになった。同様に払込資本金利益率、株主資本金利益率に関しても、対29年上期の水準と比べ、31年下期のそれは、それぞれ35%，33%ポイント減となったのである。

表5 昭和恐慌下における企業業績

	29年上	29年下	30年上	30年下	31年上	31年下
収入 A	100	97	89	79	77	70
支出 B	100	99	91	81	79	71
B/A (%)	83.6	84.5	85.1	85.8	85.5	84.2
利益金	100	92	81	68	68	68
対期末払込資本金利益率 (%)	15.0	13.6	12.1	10.1	9.8	9.8
対株主資本金利益率 (%)	11.3	10.3	9.2	7.8	7.7	7.6
配当率 (%)	9.5	9.2	7.6	6.4	6.0	5.6
社内留保	100	77	77	68	72	77
社内留保率 (%)	33.7	28.4	32.1	33.4	36.0	38.1
株主資本	100	101	100	100	100	100
期末払込資本	100	102	101	102	104	105
積立金他	100	97	96	92	88	88

(資料)『東洋経済新報』1932年4月23日号より作成

(注) 1) 対期末払込資本金利益率および対株主資本金利益率の分子: 当期利益金 * 2

2) 積立金他: 諸積立、前期繰越金、当期利益金の合計

3) 1929年上半年=100

(10) 以上は、東洋経済による調査結果。ここで調査対象となった製品は、綿糸、綿布、生糸、洋紙、晒粉、曹達、銅、鉄、石炭の9品目である。

(11) 「恐慌裡に於ける重要百五十会社の解剖」(『東洋経済新報』1932年4月23日号)。

こうした状況から当然のことながら、株主への配当に関しても、配当率は、29年上期の9.5%から31年下期には5.6%へと落ち込んだ（前掲表5）。また無配あるいは減配に追い込まれる企業が、かなりの数にのぼることになった。この点に関して、表6は、上記主要会社の31年における配当政策をしたものである。当該期に新たに無配に転じた企業は、上下各期とも3～4社にすぎないものの、これに無配継続企業を加えた無配状況にある企業は、上期50社（全体の35%）、下期47社（同34%）に及んでいることがわかる。またこれに減配に陥った企業を含めた数は、配当据置き、増配、復配企業数を上回り、過半数に達したのである。

さらに第2として、大企業の個別利益率を具体的にみると、表7のようになる。同表から、日本を代表する企業ですら、昭和恐慌下に赤字に陥るものが続出していったことがわかる。しかも、20年代初頭のいわゆる大正バブルが崩壊した反動恐慌期における利益率のボトムと比較した場合も、昭和恐慌期に大部分の企業の利益率が、はるかに低水準へと落ちていることが注目される。まさに昭和恐慌のもとで、「代表的大企業が未曾有の業況不振に陥ったという意味でも日本経済の危機は深化していた」⁽¹²⁾といえよう。

なお、以上は主要企業についてみたものであるが、商工省『会社統計表』で

表6 昭和恐慌下における主要企業の配当政策

	31年上	構成比 (%)	31年下	構成比 (%)
無配(新規)	4	2.8	3	2.1
無配(継続)	46	32.6	44	31.4
減配	28	19.9	29	20.7
配当据置き	55	39.0	54	38.6
増配・復配	8	5.7	10	7.1
合計	141	100.0	140	100.0

(資料)『東洋経済新報』1932年4月23日号より作成

(注) 1) 無配(新規)とは当該期に新たに無配に陥った企業数をさす
2) 31年下期は決算の変更を行なった1企業を除いてある

(12) 柴垣和夫・林健久・山崎広明『講座帝国主義の研究6 日本資本主義』青木書店、1973年、246頁。

表7 主要企業における反動恐慌期と昭和恐慌期の利益率

	反動恐慌期		昭和恐慌期	
	利益率	決算期	利益率	決算期
東洋紡	40.0	21年上	25.8	30年下
大日本紡	29.8	21年上	-12.9	30年下
鐘紡	101.1	20年下	37.1	31年下
日本製鋼所	-26.7	21年上	-2.7	31年下
日本钢管	-3.5	21年上	-8.2	31年上
川崎造船	14.9	21年下	-15.1	30年下
三菱造船	16.8	20年上	-1.7	31年下
芝浦製作所	37.3	21年下	-4.0	31年下
東京電気	20.0	21年下	11.2	31年下
日本車両製造	35.9	20年上	4.6	31年下
古河電工	13.9	21年上	6.4	31年下
日本窒素肥料	18.2	21年下	13.6	31年下
電気化学工業	7.9	21年下	-3.7	31年下
大日本人造肥料	-20.6	21年上	-5.0	31年下
東京電燈	16.2	20年上	6.7	31年下
三井鉱山	15.6	20年上	5.9	31年上
三菱鉱業	4.1	21年下	4.0	31年下
日本(久原)鉱業	-24.3	20年下	-5.1	30年下

(資料) 柴垣和夫・林健久・山崎広明『日本資本主義』1973年(山崎広明稿)

(注) 1) 利益率=当期純益金*2/払込資本金利益率

2) 芝浦製作所、東京電気、日本車両製造、古河電工、三井鉱山は期末払込資本金、それ以外は期中平均払込資本金

3) 決算期: 利益率最低に陥った決算期

は、より広く工業部門のおよそ2万社(31年時点)を対象とした企業業績の推移を知ることができる。そこで第3として、同統計データによって、工業部門全体および主要業種の業績をまとめると、およそ表8のようになる⁽¹³⁾。同表よりあきらかなように、工業部門全体でみた場合、31年には恐慌前の29年水準と比べて、利益額および利益率ともに約4割にのぼる減少を記録した。

(13) 『会社統計表』が調査対象とするのは、合名会社、合資会社、株式会社、株式合資会社、相互会社であり、工業全体でみた会社総数は16,623(1929年)、18,205(30年)、19,969(31年)、22,575(32年)、24,717(33年)、27,067(34年)と増加していく。また、表8にあげた業種の他には、窯業、製材及木製品工業、印刷製本業、瓦斯・電気・水道業がある(商工省『会社統計表』1935年版)。

表8 1930年代前半期の企業業績

年次	1929	30	31	32	33	34
工業合計						
差引利益額	100	61	57	69	104	126
資本金利益率	5.81	3.50	3.23	3.97	5.66	6.24
紡織						
差引利益額	100	-31	60	104	150	126
資本金利益率	5.38	-1.68	3.30	5.83	8.24	6.60
金属						
差引利益額	100	35	-16	40	298	630
資本金利益率	3.19	1.03	-0.46	1.18	8.12	8.25
機械器具						
差引利益額	100	77	9	49	130	228
資本金利益率	4.39	3.46	0.40	2.39	5.43	8.80
化 学						
差引利益額	100	106	113	125	140	150
資本金利益率	5.94	3.49	2.15	3.30	7.34	7.83
食料品						
差引利益額	100	70	44	68	90	104
資本金利益率	5.28	3.71	2.29	3.59	4.64	5.20
その他						
差引利益額	100	49	34	48	86	116
資本金利益率	3.53	2.14	1.51	2.05	3.50	4.42

(資料)商工省『会社統計表』各年版より作成。

(注) 1) 差引利益額(=純益金-純損金): 1929年=100

2) 資本金利益率=差引利益額/出資金・資本金(%)

また業種別にみても、いちはやく紡織部門が30年に赤字に転落したのをはじめとして、それ以外の業種も、翌31年には利益率が工業部門全体を下回る低水準に陥っていた。なかでも重工業（金属、機械器具）部門の業績悪化が著しい。また、1社当たり平均資本金(=出資金・資本金/会社総数)でみて、比較的企业規模が小さい食料品工業、その他の工業⁽¹⁴⁾では、31年以降の業績回復期も

(14) 例えば『会社統計表』によって、1931年時点における1社当たり平均資本金を求める、工業総計(384千円)、紡織(390)、金属(393)、機械器具(382)、化学(503)、食料品(161)、その他(79)であった。なお、その他工業に属する主な業種を会社数の多い順に列挙すれば、裁縫品製造業、紙製品業、皮革及皮革製品製造業、竹草蔓茎類製品製造業、帽子製造業などである。

相対的に低い利益水準にとどまっていたことがわかる。

以上のように、30年から31年にかけて日本の産業・企業は、全般的にかつてない深刻な業績不振に陥っていた。主要産業・企業を含めた産業全般の復興・救済を課題とする包括的な統制政策が登場することになるのは、まさにこうした状況を背景としていたといえる。

II 企業の不況対策と経済統制

1. 恐慌下の企業行動

ところで、こうした未曾有の不況圧力を受けるなかで、(1)企業内ではいわゆる減量経営的な合理化の展開を中心とした不況対策がとられるとともに、(2)企業間においては“恐慌の子”としてのカルテルの簇生をみた。そこではじめに(1)について、恐慌下に企業がどのような対応をとったのか、上記東洋経済の主要150社に関する調査を例にとってみることにしよう。

まず第1に、前掲表5の企業収支の推移にみられるように、30年から31年にかけて収入が激減するなかで、ほぼそれと同じペースで支出も減少していることが注目される。その結果、収入に対する収支比率(B/A)は、30年下期(85.8%)を最高として以後漸次低下し、31年下期には恐慌前の29年上期以来の水準へと改善していることがわかる。

このことは、先にみたデフレの進行による製品価格の低下と収入の激減に対応するため各企業が、いわゆるヒト(労働力)、モノ(原材料)、カネ(資金)の合理化による支出の大幅削減を行なうことで、生産費の切下げをド拉斯ティックに進めたことを意味する。特にこの時期は、資材調達の面において、物価下落とともに原料価格の低下が生産コストの低下に大きく寄与した。それとともに、人員整理と賃金切下げによる労賃コストの切下げが強行されたのである⁽¹⁵⁾。

(15) もっとも、単に労賃水準の低下が進行したというのではなく、その他方で生産技術の改善による労働生産性の上昇が追求されたことも看過されではならないであろう。この点に関しては、橋本前掲『大恐慌期の日本資本主義』195~196頁を参照されたい。

さらに第2として、各企業は利益が減少するなかで社外への配当を抑制しつつ、表5が示すように不況の深刻化に備えるために利益金の社内留保比率を高めていった。もっとも社内留保しうる利益額自体は、恐慌前の29年上期のおよそ7割の水準に落ちており、こうした対応は、企業の存続をはかるためのやむを得ざるものであった⁽¹⁶⁾。

また第3として、企業の苦境は、株主資本の推移からもうかがうことができる。すなわち、表5にみられるように、29年から31年にかけて株主資本額は、ほとんど変化がなかった。ところが、これをさらに払込資本と積立金等（諸積立、前期繰越金、当期利益金）とに分けてみた場合、株主資本は前者（払込資本）の増加によって維持されたのであって、後者（積立金等）は逆に減少していたことに注目することができる。

これと関連して同調査によって、この間の外部負債とりわけ短期負債（借入金、割引手形、支払手形、諸未払金等）の推移をみれば、それは29年下期にいったん減少した後、31年上期まで増加した。ところが、物価下落とともに資材調達面での資金需要の減少とともに、銀行の貸付け回収に直面するなかで、31年下期になると短期負債は前期比で約8%も減少した⁽¹⁷⁾。恐慌下に、銀行借入による資金調達は厳しい状況にあったことがうかがえる。

以上のように、恐慌下において各企業は、企業収益の激減に対して合理化による支出削減で対応するとともに、資金調達を主に未払込資本の徴収によって補充した。しかもその一方で、収入の激減を補うために、これまで蓄積してきた積立金等を切り崩すというきわめて苦しい対応をとるに至っていたということができる。

(16) さらに東洋経済新報は、この時期の内部留保率の上昇要因として、「金融の逼迫とともに伴ふ金融業者の事業に対する支配力が強化され、社外分配を減少するの止むなきに至つた」点を指摘している（前掲『東洋経済新報』1932年4月23日号）。

(17) 本文で指摘した要因に加え、31年下期に短期負債の減少が顕著に現れたのは、同時期に金輸出再禁止を見込んだいわゆるドル買いにもとづく未曾有の金融逼迫が生じつつあったことも影響していた。

表9 産業別にみたカルテル形成

	大戦前	1914~26年	1927~29年	1930年以後	不詳	計
重工業	—	5	6	19	3	33
化学工業	5	6	1	18	1	31
繊維工業	1	1	3	6	—	11
食料品工業	1	—	2	5	—	8
計	7	12	12	48	4	83

(資料) 高橋亀吉『日本經濟統制論』1933年

(注) 1) 1932年末現在で存在している成立時期別カルテル数

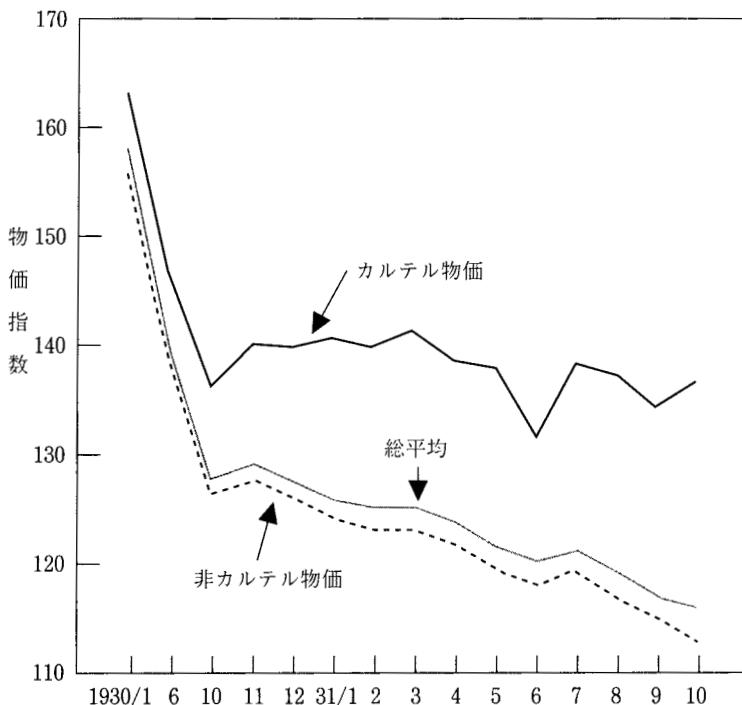
2) 重工業中には鉱業を含む

2. 恐慌下におけるカルテルの簇生

こうした企業の個別的な対応とともに、企業間での不況防衛策としてカルテルの結成に注目することができる。この点に関して表9はカルテルの成立を時期別、産業別にしたものである⁽¹⁸⁾。それによれば、時期別にみた場合、昭和恐慌下のカルテル成立が目立って多いことがわかる。しかも、重化学工業部門においてそれが顕著であった。周知のように、重化学工業化が欧米先進諸国よりもおくれ第1次世界大戦以降にずれ込んだ日本の場合、同部門におけるカルテルの形成も第1次大戦以降となった。特に30年代初頭という不況の深刻な時期にカルテルの形成が進展することになったのである。

さらに、統制政策の登場を考えるうえで注目されるのは、カルテルが存在する部門における製品価格の推移である。例えば図2は、当時カルテルが存在していた10品目をピックアップし、その製品価格指数の平均値を「カルテル物価」として、それ以外の「非カルテル物価」および総平均値（計67品目）の動きと比較したものである。それによれば、30年第3四半期までは、前者の製品価格

(18) 戦前期のカルテルに関する同時代の文献としては、高橋亀吉『日本統制經濟論』改造社、1933年のほか、小島昌太郎『我国主要産業に於けるカルテル的統制』雄風館書房、1932年を参照。また、戦後の研究としては、三和良一「日本のカルテル」（森川英正編『日本經營史講座4 日本の企業と國家』日本經濟新聞社、1976年）によってその全体像を概観することができる。また各カルテルの個別分析は数多くあるが、近年のまとまった研究成果として、武田晴人・橋本寿朗編『両大戦間期日本のカルテル』御茶の水書房、1985年をあげることができる。



(資料)『東洋経済新報』1931年11月14日号より作成

(注) 1) カルテル物価：小麦粉、砂糖、綿糸、麻糸、銅、棒錫、石炭、セメント、洋紙、硫黄の平均値

2) 非カルテル物価：東洋経済による物価調査67品目中上記10品目を除いた平均

3) 1913年=100

図2 昭和恐慌下のカルテル物価

も後2者のそれもほとんど同じように下落している。これに対して、それ以降は、「非カルテル物価」と総平均価格とがほぼ同じように下落したのとは対照的に、「カルテル物価」は総じて横ばいへと転じたことがわかる。

より具体的には、上記「カルテル物価」、「非カルテル物価」、総平均価格指数の推移を比較してみると、30年1月から同年10月にかけて、それぞれ16.6%，19.7%，19.3%下落した。しかし、30年10月から31年10月に至る過程では、「非カルテル物価」、総平均価格指数が、それぞれ10.9%，9.3%下落したのに

対して、「カルテル物価」は逆に0.4%上昇したのであって、カルテルが恐慌下の物価下落に対する一定のディフェンシブ効果をもっていたことがうかがわれる⁽¹⁹⁾。

なお以上のデータは、わずか10品目の物価を「カルテル物価」としているにすぎず、きわめて不十分なものといえよう。とはいえ、日本経済が産業全般にわたって深刻な打撃を受けているなかで、カルテルの組織力は不況に対する一定の対抗手段として注目されることになる。

もっともその場合、カルテルによる業界の組織化ないしはその強化を、これまでどおり市場にまかせ、行政がこれを放任しておくことはできなかった。というのは、先にも指摘したように重化学工業部門を中心として、ようやくこの時期にカルテルの形成が進みつつあったが、このことからその組織力が未だ脆弱である産業が多く存在した。したがって、未曾有の不況にもかかわらず従来どおり「産業の自治」に任せておけば、カルテル組織形成の芽をつまれてしまうか、あるいはカルテルがその組織力を發揮できないうちに業界自体が壊滅に瀕する危険があったからである。

この点、例えば鉄鋼業のなかでも生産量の最も多かった条鋼部門をとってみれば、この部門は不況と当該期の財政支出削減とによって需要の著しい減退をみた部門であった。同部門では、すでに恐慌前の26~29年にかけてカルテルの成立をみていた⁽²⁰⁾。ところがそれらのカルテルは、恐慌に直面するなかで、生産協定・共同販売などの機能を發揮しえず、各企業はむしろ採算を度外視した投売りに走り、その結果、市中価格がカルテル=組合販売価格以下になるという状況にあった⁽²¹⁾。こうした国内要因に加えて、国際粗鋼協定の崩壊によるヨーロッパ鉄鋼業のダンピング輸出が強化されるという対外的な脅威も存在していたのであって⁽²²⁾、そのままでは同部門が倒壊の危機に直面する可能性が存在し

(19) 以上のデータは、「物価下落を阻止するカルテルの価格運動」(『東洋経済新報』1931年11月14日号)に依拠する。

(20) 具体的には、条鋼分野協定会(1926年設立)、関東鋼材販売組合(同27年)、鋼材連合会(同29年)が存在した。これらカルテルの概要に関しては、平沢前掲『大恐慌期日本の経済統制』86頁、表2-1を参照されたい。

(21) 朝日新聞社『朝日経済年史』1931年版、258頁。

(22) 橋本前掲『大恐慌期の日本資本主義』180頁。

ていた。

一方、化学工業に関するもので、例えば硬化油部門では、28年3月にいったんカルテル協定（販売協定）の成立をみながらも、29年5月にはそれが破綻するという状況にあった⁽²³⁾。また、二硫化炭素業においては、価格下落への対処策として協定の成立が模索されながらも、業界自身の力のみではその実現に至らないといった状態にあった⁽²⁴⁾。

まさにこうした経済状況を背景として、不況が深刻化してゆく過程で、カルテルの形成を政策的にも促進すること、あるいは未だ脆弱なカルテルの組織力強化を支援することが、産業の倒壊を阻止して日本経済の安定化をはかる重要な政策手段として注目されることになるのである。

III 社会問題の深刻化と経済統制

1. 雇用・失業問題の深刻化

さらにこうした政策介入の必要性は、別の面すなわち企業による合理化の展開にともなう雇用・失業問題の観点からも求められたといえる。

ちなみに、恐慌下において各企業は、不況対応策の一環として大幅な人員削減と賃金切下げを進めたことはすでに指摘した。この点、例えば他に先駆けて30年に赤字に転落した紡織部門では、前掲表8にみられるように、はやくも翌31年には利益率が工業平均を上回り、32年以降はV字回復を実現したが、この過程で徹底した賃金コストの切下げが実行された⁽²⁵⁾。

(23) 通商産業大臣官房調査統計部『産業合理化時代の自治的産業統制』1950年、99頁。

(24) 同上、130～131頁。

(25) もちろん、紡織業のV字回復は、いわゆる雇用リストラのみによって達成されたわけではない。例えば日本紡織業の生産性は19世紀末から停滞基調にあったが、1930年代には合理化の推進によって飛躍的な上昇をみた点は重要であろう。より具体的的には、工場法の改正にともなう深夜業の廃止ならびに昭和恐慌の前後から進められた紡機のハイドロフト化、自動織機の採用など新技術の導入がみられた。また経営面でも、関連分野への進出による多角化戦略が積極的にとられたことも看過できない。当該期における綿業企業のこうした積極的な経営戦略に関しては、阿部武司「綿業」（武田晴人編『日本産業発展のダイナミズム』東京大学出版会、1995年）が詳しい分析を試みている。

具体的には、30～31年の期間に労働者数は、三大紡（鐘紡、東洋紡、大日本紡）合計で35%も減少した。賃金に関しても、時間当たり賃金が、東洋紡、大日本紡では深夜業廃止前の水準を下回り、鐘紡も深夜業廃止前に近い水準にまで引下げられた⁽²⁶⁾。また日銀統計によれば、紡績業女工の定額賃金は、賃銀指数でみて29年平均99.1から32年には75.2へと、一挙に24ポイントも低下した⁽²⁷⁾。

さらに他の部門、例えば金属、機械器具工業に関しても、「利潤圧縮・人員整理という面から恐慌を激化させる側面が強く、調整を進めながらも恐慌脱出の起動力としての位置にはたちえなかった」ことが、先行研究によって指摘されている⁽²⁸⁾。実際、後にも述べるように、機械器具工業では、職工1,000人以上の大規模工場で、29～31年の3年間に約4割も従業員の減少をみることになったのである（後掲表13）。

またこの時期、八幡製鉄所、大阪機械工作所、大阪鉄工所、呉海軍工廠、藤永田造船所、川崎新田富士電機などの解雇が注目を集めた⁽²⁹⁾。その一方で、賃金減額に関しても、住友製鋼所では平均月収を4.5割、芝浦製作所では出来高賃金の単価を3割それぞれ切下げる措置がとられ、それをめぐって争議が起きるまでになっていたのである⁽³⁰⁾。

各産業におけるこうした展開とともに、日本経済全体でみても、前掲表1に示したように、労働人員は30～32年の期間に恐慌前と比べ約2割も減少した⁽³¹⁾。ちなみにそれが恐慌前（29年水準）の状況に回復するのは、ようやく34年になってのことであった。

(26) 以上は、高村直助「資本蓄積（2）軽工業」（大石嘉一郎編『日本帝国主義史2 世界大恐慌期』東京大学出版会、1987年）182頁による。

(27) データは、1926年=100としたもの。ちなみに紡績女工の定額賃金指数は、1935年平均（67.1）まで低下し続けた。以上、日本銀行調査局『労働統計総覧』1940年より。

(28) 伊藤正直「資本蓄積（1）重化学工業」（大石前掲『日本帝国主義史2』）150頁。また西成田豊『近代日本労資関係史の研究』東京大学出版会、1988年、322頁にも同様の指摘がみられる。

(29) 東洋経済新報社『日本経済年報』第1輯、1930年、154頁。

(30) 大原社会問題研究所『日本労働年鑑』1932年版、207～211頁。

(31) ちなみに1926年水準を100としてみた場合、31・32両年の労働人員は26年に比べ約25%の減少となる。日銀前掲『労働統計総覧』より。

表10 1930年代前半期における失業者・失業率の推計（月平均）

年	実数（人）	指数	失業率（%）
1929	294,095	100	4.33
30	366,798	125	5.23
31	413,248	141	5.92
32	489,168	166	6.88
33	413,853	141	5.66
34	374,318	127	5.01
35	356,557	121	4.66

(資料) 内務省社会局『失業状況推定月報概要』1936年版より作成

(注) 1) データは失業者合計（給料生活者、日雇労働者、その他労働者の総計）

2) 1929年は9～12月の平均値

といえる⁽³²⁾。とはいっても、32年の失業者は、29年のそれのおよそ1.7倍へと急増していることがわかる。

また賃金の推移に関しては、前掲表1にみられるように、実収賃銀が32年にかけて低下し、29年水準と比べて15%も減少した。ちなみにこの賃金下落は、他国と比べた場合、先にみた物価下落とともに際だっていた。すなわち、上記日銀統計と若干数値が異なり、また厳密な比較はできないが、国際連盟統計によれば、29年から31年における賃金下落率は、アメリカ4.2%，ドイツ4.7%，イギリス2.0%に対して、日本は8.1%と、主要先進国のいずれよりも高かったのである⁽³³⁾。

なお、当時の浜口雄幸内閣のもとで、29年から内務省社会局によって開始された失業状況推定調査によって、失業者数ならびに失業率の毎月の平均値をみると表10のようになる。それによれば、失業者は最大で約50万人、失業率は約7%となっている。これは上記労働人員指数の減少と比べた場合、きわめて低い数値

(32) 社会局の失業調査は、調査方法の点などで問題が多く、客観性に乏しいとして、他の推計が試みられている。例えば隅谷三喜男氏は、日銀労働統計に依拠する形で、30年の雇用労働者総数を700万人とすれば、失業者数は200万人を超える数に達している（隅谷三喜男「恐慌と国民諸階級」、隅谷編『昭和恐慌』有斐閣、1974年、255頁）。また中村政則氏は、31年の失業者を約250万人と推計し、その規模は同じ時期のアメリカ（フーバー政権初期）よりも高かったと指摘されている（中村政則『昭和の恐慌』小学館、1982年、242～244頁）。なお、上記社会局による失業推計の問題点を検討したものとして、加瀬和俊「戦前日本の失業推計」（東京大学社会科学研究所『社会科学研究』48巻5号、1997年）が参考になる。

(33) 以上、League of Nations, *Statistical Year Book 1931/32* の賃金統計（General Index Men and Women）により算出。ただし、アメリカ：Hourly earnings、日本：Daily rates、ドイツ：Hourly rates、イギリス：Weekly ratesによる。

2. 労働争議の増大と「産業の自治」の限界

こうした失業の増大ならびに賃金の急落といった状況を反映して、この時期には労働争議が頻発した。そこでこの点をみるために、第1次大戦以降における日本の労働争議の推移をまとめたのが表11である。ここにみられるように、31年の争議件数は戦前の最高を記録した。

さらに注目されるのは、昭和恐慌の下で争議内容に変化が生じていた点であ

表11 労働争議件数とその要因

年 次	労 働 争 議		1 件 当り 平均 参加 人員	争 議 要 因 (%)	
	件 数 (件)	参 加 人 員 (人)		積 極 的 の 要 求	消 極 的 の 要 求
1915	64	7,852	123	68.8	12.5
16	108	8,413	78	85.2	3.7
17	398	57,309	144	83.7	3.5
18	417	66,457	159	86.8	4.1
19	497	63,137	127	88.9	3.4
20	282	36,371	129	69.2	22.7
21	246	58,225	237	73.2	15.4
22	250	41,503	166	48.4	26.8
23	270	36,259	134	65.9	10.7
24	333	54,526	164	52.9	17.4
25	293	40,742	139	47.4	17.8
26	495	67,234	136	55.5	16.0
27	383	46,672	122	41.5	36.8
28	397	46,252	117	40.1	33.2
29	576	77,444	134	23.8	48.1
30	906	81,329	90	12.7	76.2
31	998	64,536	65	22.8	66.2
32	893	54,783	61	26.2	62.7
33	610	49,423	81	50.3	38.5
34	626	49,536	79	54.3	30.8
35	590	37,734	64	47.5	35.1

(資料) 労働省『統計からみたわが国の労働争議』(内外労働資料第29集) 1950年より作成

(注) 1) 労働争議：作業停止争議(同盟罷業・工場閉鎖)のみ

2) 積極的の要求：賃金増額、待遇改善、労働時間短縮、組合の自由・確認、労働協約の締結、団体交渉権の確立など

3) 消極的の要求：賃金減額反対、賃金支払い、解雇反対、解雇退職手当確立・増額など

4) 争議要因には、以上その他に「その他要求」(賃金算定・支給方法変更または反対など)があるが省略した

5) ゴックの値は各項目の最高値を示す

表12 労働争議継続日数別にみた争議件数

年 次	1～3日		4～10日		11～30日		31日以上		合 計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
1927	144	37.6	118	30.8	68	17.8	46	12.0	383	100.0
28	159	40.1	135	34.0	71	17.9	25	6.3	397	100.0
29	166	28.8	197	34.2	146	25.3	56	9.7	576	100.0
30	186	20.5	317	35.0	269	29.7	110	12.1	907	100.0
31	271	27.2	305	30.6	244	24.4	148	14.8	998	100.0
32	287	32.1	268	30.0	197	22.1	118	13.2	893	100.0
33	263	43.1	197	32.3	103	16.9	41	6.7	610	100.0
34	326	52.1	202	32.3	68	10.9	28	4.5	626	100.0
35	280	47.5	195	33.1	73	12.4	42	7.1	590	100.0

(資料) 労働省『統計からみたわが国の労働争議』(内外労働資料第29集) 1950年より作成

(注) 1) 労働争議：同盟罷怠業・工場閉鎖

2) 自然消滅、未解決件数は省略

る。すなわち、表11からあきらかなように、29年には「積極的要請」と「消極的要請」との比率が逆転し、その後30～32年にかけて後者の比重が急増した。このことは、賃金増額をはじめとした労働条件の改善・向上という積極的要請よりも、むしろ解雇や賃金減額反対を要求する争議が恐慌下に激増し、主流をしめたことを意味する。

また、当時の争議を継続日数別にまとめると表12のようになる。同表から、30年以前は10日以下で終わる争議が圧倒的だったのに対して、30～32年には10日以上の争議が増大し、全体の3.5～4割に達していたこと、特に30日を超す争議が顕著に増大し、それ以後と比較した場合にも当該期の特徴であったことがわかる。まさに自らの生活防衛をかけた争議が、この時期長期化の様相を呈していたといえよう。

ところで、以上のような雇用・失業問題の深刻化に対して、市場自身による自律的な解決能力には限界があった。というのは、企業にとって上述のような合理化への取組みは、不況の深刻化に対抗して企業自身の存続をかけて展開したものであった。したがって、その結果として生じる大幅な賃金カットや失業者の増大が、やがて争議を頻発させ重大な社会問題に発展したとしても、企業防衛の観点からその取組みを中断するわけにはいかなかったからである。

実際、この点に関連して、当時の政策当局も、「殊ニ最近ニ於テハ争議ノ發

生ガ当事者ノ直接如何トモスル能ハザル著シキ財界不況ノ重圧ニ因ルモノナルヲ以テ当事者ガ仮令熱心ニ解決ヲ希望スル場合ニ於テモ妥協点ノ發見極メテ至難ニシテ從テ争議期間ノ延長ヲ見ル」⁽³⁴⁾ として、この問題を重視していた。

ここにみられるように、争議の激発が“当事者ノ直接如何トモスル能ハザル”結果であり、雇用・失業問題の深刻化に対して市場自身による自律的な解決能力=「産業の自治」には限界があるとすれば、こうした問題に政府が政策的に対処する必要が生じる。経済統制法の成立とそれに基づく統制政策の展開は、まさにこうした社会的状況を背景にしていたといえよう。

3. 帰農の限界と中小工業問題の深刻化

さらに恐慌下の問題としては、帰農の限界と都市中小工業問題に着目する必要がある。恐慌下における合理化の展開が、その一方で失業者を増大させたことはすでにふれたが、これにともなって解雇労働者の帰農傾向が強まった。例えば、工場労働者の解雇後の動向をみた内務省社会局の調査⁽³⁵⁾によれば、29年には解雇された者のうち26.3万人（調査対象者の39%）が農村に戻ったのに対して、ピーク時の31年には28.4万人（同43.3%）に達していた。

しかしながら当時の農村は、先にも述べたように“米と繭の経済”が恐慌の打撃をうけ、都市部以上に深刻な状況にあり、いわゆる潜在的失業者の吸収先としての機能を十分に果たせなくなっていたといえる。この点、例えば先の社会局調査において、20年代中頃（23～25年）には帰農者が30～33万人規模に達していたことと対比した場合、31年の水準は必ずしも高いとはといえなかったことがわかる。またこうした事情から、解雇者のかなりの部分が都市へと還流し、主に都市雑業層として滞留せざるをえなかつたことが、先行研究によって知られている⁽³⁶⁾。

(34) 内務省社会局労働部『最近ニ於ケル労働運動ノ概要』1931年、37頁。

(35) 以下、帰農者に関する統計データに関しては、内務省社会局『工場労働者異動調』（日本労働運動史料委員会編『日本労働運動史料』第10巻、1959年、208～209頁所収）を参照。

(36) 隅谷前掲「恐慌と国民諸階級」258～262頁。なおここで都市雑業層とは、小・零細経営や家内工業の労働者、零細小売商、サービス業の従業者、職人などの手／

表13 工場規模別従業者の分布（機械器具工業）

(1)構成比(%)

年 次	5~10人	10~100人	100~500人	500~1000人	1000人以上	合 計
1929	8.3	27.0	18.9	9.2	36.6	100.0
30	10.6	28.0	19.5	9.9	32.1	100.0
31	11.5	30.8	20.6	10.7	26.3	100.0
32	10.8	30.7	20.7	8.5	29.3	100.0
33	9.4	30.8	18.9	9.4	31.5	100.0

(2) 指数(1929年=100)

年 次	5~10人	10~100人	100~500人	500~1000人	1000人以上	合 計
1929	100	100	100	100	100	100
30	112	90	90	94	77	87
31	114	93	89	95	59	81
32	129	112	108	91	79	98
33	142	141	124	127	107	124

(資料) 商工省『工場統計表』各年版より作成

(注) 1) 工場を職工規模別で5つに分け、それぞれの従業者総数の構成比と増減をみたもの

2) 従業者：職員、職工、その他従業員の総数

ところで、すでに前著でも指摘したように、そうした還流者を含め、昭和恐慌期にも潜在的失業者を吸収し、失業の顕在化を抑制する社会経済的な役割を担っていたのが都市の中小規模企業や零細企業であった⁽³⁷⁾。この点、例えば『工場統計表』により、機械器具工業における職工規模別の従業者総数の分布をみれば、表13のようになる。

同表にみられるように、まず職工1,000人以上の大規模工場では、29~31年のわずか3年のうちに約4割も従業者が減少し、その結果、従業者構成比も同期間に37から26%へと低下した。これに対して職工100人未満の中小規模工場では、同期間に構成比が上昇していることがわかる。なかでも注目されるのは職工10人未満の工場で、単に従業者構成比が上昇したばかりでなく、恐慌下にもかかわらず従業者数が約1.5割も増大した。また同じく『工場統計表』によつて、29年から31年にかけての工場数の推移をみれば、職工10人以上のいずれの

→伝い、土建その他の人足、日雇いなど雑多な生業を総称したものである。

(37) 平沢前掲『大恐慌期日本の経済統制』8~10頁。

規模の工場も数が減少しているのに対して、10人未満工場のみが、その数を2,969から3,609へと約2割増加させたのである。

とはいえたことは、これら中小・零細規模企業の経営が、恐慌下においても安定していたことを必ずしも意味するものではなかった。この点に関連して注目されるのは、前掲表11の1件当たりの争議参加人員が30年以降減少していることである。このことは、昭和恐慌下で起きた争議が、それ以前と比べ小規模化していることを示唆している。実際、日本労働総同盟は、当時の労働争議に関して、「参加人員の減少したのは、罷業が中小企業に多いことを示すものであって、これは云ふ迄もなく不況の影響が最も中小工場に於て深刻化しつつあることを物語るものである」との認識を示していた⁽³⁸⁾。

もちろん大企業においても、この時期、例えば繊維産業では東洋モスリンや鐘紡などで、また金属・機械工業でも芝浦製作所、日本鋼管、住友製鋼所などで大規模な争議がみられたことを軽視することはできない⁽³⁹⁾。特にこうした状況は、経済統制が大工業部門をも主要な対象としていたことの経済的背景として重要である。

とはいえた大企業では、一方でドラスティックな人員削減を進めつつも、その他方で、重工業などを中心に企業内養成制度を整備・拡充して技能労働者の定着をはかり、企業内福利政策の展開とあいまって常用労働者の所属企業へのロイヤリティーを高めることができた。また、工場委員会制度を普及させ労働組合の排除をはかるとともに、それを労使懇談会的な性格へと変質させる形で労働者の不満を吸収する体制を整えていった⁽⁴⁰⁾。

これに対して、そのような対応が容易ではない中小規模企業において争議が頻発したものととらえることができる。その意味で、まさに「恐慌のシワ寄せは、…農村、中小企業、失業者に集中していて、これらを放置することは政治

(38) 隅谷三喜男『日本労働運動史』有信堂、1966年、156頁。なお、本文で引用した総同盟の認識は、総同盟『全国大会報告書』1930年に示されたものである。

(39) なお当時の大企業における争議に関しては、さしあたり時事新報社『時事年鑑』1931年版、366頁の一覧表によって、その概要を知ることができる。

(40) 以上、大企業における労働対策に関しては、西成田前掲『近代日本労資関係史の研究』第5章を参照。

上到底できないところまで窮迫していた」⁽⁴¹⁾ といえよう。

したがって、こうした状況を背景として登場する経済統制においては、大企業とともに失業の顕在化を抑制する社会経済的な役割を担っていた中小・零細企業の経営安定化が、きわめて重要な意味を持つことになるのである。

IV 浜口雄幸内閣の経済政策・スタンスと経済統制

1. 労働組合法案と統制政策

以上を念頭におきつつ、さらに以下では、この時期における政府（浜口内閣）の基本的な政策スタンスならびに他の政策との関連から、改めて統制政策の登場について考えることにしたい。まず発足当初における浜口内閣の経済政策を、ごく簡単に指摘するならば、およそ以下の3点にまとめることができよう。

まず第1に、同内閣は、当初、日本経済を金本位制に復帰させるため、旧平価による金解禁の実行と緊縮財政を主要課題としていた。両政策は、日本の産業企業にデフレ圧力を及ぼし、各企業は合理化を強制されることになる。そこで第2として、政府としては、企業の合理化を政策的にも支援し、低生産性企業の整理を促進することで国際競争力を強化し、世界経済にリンクしつつ日本経済の生き残りをはかる。とはいえば第3として、こうした改革はその一方で労働者や農民への“痛み”をともなうから、それを緩和するために社会政策を開拓する、というものである⁽⁴²⁾。

このうち第2に関しては、内閣の諮問機関として30年1月に臨時産業審議会が、また同年6月には商工省の外局として臨時産業合理局が設置され、合理化促進策の審議が開始された。一方、第3に関しては、29年に社会政策審議会を設けて、労働組合法、小作立法、失業救済策などの審議が開始された。

ところが、当初想定された“解禁不況”に、大恐慌の影響が加わり、これま

(41) 高橋亀吉『大昭和財界変動史』中巻、東洋経済新報社、1955年、1094頁。

(42) 当該期の経済政策に関して詳しくは、三和良一「経済政策体系」（社会経済史学会編『一九三〇年代の日本経済』東京大学出版会、1982年）および三和『戦間期日本の経済政策史的研究』東京大学出版会、2003年、第9章を参照されたい。

でみてきたように不況が深刻化するなかで、上記の政策展開は大きな修正を迫られることになった。すなわち、すでに前著にて指摘したように、当初、低生産性企業の整理促進を含め合理化支援策を協議していた臨時産業合理局では、むしろ低生産性企業の存立をもはかることによって、未曾有の恐慌に対処する新たな統制法の審議が進行することになった⁽⁴³⁾。これが、やがて本稿が検討対象にしている重産法と工組法へと結実することになる。

一方、第3の社会政策に関するもののうち、失業救済策に関しては後に改めてふれる。ここでは同政策のなかで目玉とされた労働組合法案、小作法案に着目すれば、これらは31年に衆議院を通過したものの貴族院で審議未了となり、結局、実現に至らなかった。とりわけ労働組合法案の廃案の背景として、経営者ならびに同団体による激しい反対のあったことが、先行研究によって知られている。

例えばこの点について、三和良一氏は以下のように指摘されている。「1930年前後の時期の資本家層の労働組合法制定に対する利害意識は、1925、6年時のそれが、法案修正意見の提出という消極的反対にとどまっていたのとくらべると、大きな変化をしめし、極めて積極的な法案反対に変わっている。この変化をもたらした利害状況における最大の変化は、いうまでもなく、金解禁下の昭和恐慌の深刻化であった。…日本の合理化に活路を求める資本家層は、それと対決する労働組合を法的に承認する立法措置など、たとえどれほど骨抜き立法であれ、容認する余裕はすでに持ち合わせていなかったのである。」⁽⁴⁴⁾

とはいって、31年の第59帝国議会に経済統制を根拠づける重産法案および工組法改正法案と、労働組合法案とが同時に提出されたことは、アメリカのニューディール政策と比較した場合きわめて興味深い。ちなみに、ニューディール政策を代表するアメリカの産業復興法（NIRA）は、労働基本権の法認と強制カルテルの容認とを柱とした経済統制策であった⁽⁴⁵⁾。これに対して、大恐慌下の

(43) 詳しくは、平沢前掲『大恐慌期日本の経済統制』48~52頁を参照されたい。

(44) 三和良一「労働組合法制定問題の歴史的位置」（安藤良雄編『両大戦間期の日本資本主義』東京大学出版会、1979年）267~268頁。また三和前掲『戦間期日本の経済政策史的研究』第8章も参照されたい。

(45) 現代化の出発点としてアメリカのNIRAに着目し、この視点から詳細な歴史実証分析を行なった文献として、榎本正敏編著『現代資本主義の基軸』雄松堂、↗

日本においても、両者が別々の法案の形をとったとはいえ同時に議会に上程され、その実現が追求されたことは、現体制の維持・安定化を共通課題とする現代化⁽⁴⁶⁾の動きを示すものとして注目することができる。

しかし日本の場合、前者の労組法は結局成立に至らず、後者の統制法（重産法と改正工組法）のみが成立をみた。その意味で、いわば労資同権化を欠いた形の統制政策が展開されていく点に、同じ現代化の動きをとりながらもアメリカとは異なる日本の特徴があるといえる。

なおその場合、三和氏が指摘されるように、日本経済が労働組合の法認を受け入れる“余裕”を持ち合わせていなかった点⁽⁴⁷⁾に改めて注目する必要がある。この点に関連して、昭和恐慌のもとで労賃水準の低下機構が日本経済にビルトインされ、それが以後の景気回復に大きく寄与したことが先行研究によつてあきらかにされている⁽⁴⁸⁾。また実際、前掲表1の定額賃金あるいは実収賃金の推移が示すように、賃金水準は、30年代前半期を通じて傾向的に低下するかあるいは低位に固定化されたのである。

この点を念頭におくなれば、当時の日本経済は、アメリカのように労働基本権の法認を経済政策の柱の1つとして、団体交渉による労働条件の向上を追求するような“余裕”が存在しなかったといえよう。言い換えれば、労働組合の法認は、景気回復にとって柱の1つであった上記労賃メカニズムと抵触するものとして、それを受け入れる余裕が日本企業にはなかつたとみることができる。こうした事情に規定されて、日本においては、労働基本権を認めない形の経済統制が展開されることになるのである。

▲1984年がある。

(46) なお、1930年代における現代化に関しては、平沢照雄「現代日本の経済過程と歴史認識」（駒井洋編『脱オリエンタリズムとしての社会学』ミネルヴァ書房、1998年）も参照されたい。

(47) ちなみに労働組合法案は、日本経済が回復過程に入って以後も、戦前においては二度と議会に上程されることはない。その意味で、企業経営側にとっては、景気回復過程でも“余裕”がなかつたといえるのかもしれない。

(48) 景気回復期における労賃水準低下のメカニズムに関しては、橋本前掲『大恐慌期の日本資本主義』245～273頁を参照されたい。

2. 緊縮財政スタンスと統制政策

次に中小企業や失業者の救済策に着目することにしよう。昭和恐慌のもとで失業者が増大するとともに、中小工業問題が深刻化したことはすでに指摘したとおりである。そこでこうした中小・零細規模企業や失業者の窮状に対して、1930年5月の第58回貴族院議会では、「中小産業者並失業者ノ救済ニ関スル建議」⁽⁴⁹⁾ が採択されるなど、政府による積極的な救済策がのぞまれていた。

また政府部内においてさえも、「この際面目問題等は屡らく措き、この失業者洪水の時代に処するためには、(政府が救済)事業を企て、一時なりとも失業苦を緩和し、その間に恒久的な失業対策を確立すべきである」⁽⁵⁰⁾ とする政策転換要求が出されるに至っていた。

ところが金解禁を政策の中心課題とする浜口内閣は、その前提として上述のように緊縮財政を基本スタンスとしていた。そして、このスタンスに規定される形で、「これを変更するが如きは政党政治家の自滅にひときい」との意見が内閣の多数意見とされ、また大蔵当局も「失業救済を云々するならば、これはむしろ都市の問題であるから、各都市の市債発行の認可を緩和すればよい」⁽⁵¹⁾ として、先の政策転換要求は実現に至らなかった。

こうした経緯からもうかがえるように、失業救済に関する政府の基本スタンスは、当初より大規模な救済計画をたてず、必要になった時点で、あくまで緊縮スタンスをくずさずに対処するというものであった。とはいえ、現実の経済が上述のように深刻な問題を惹起しつつあるのに対し、政府もこれを無視するわけにはゆかなかった。

そこで、政府としては、非募債主義の大原則を掲げながらも、失業者救済のため、31年度予算編成において失業公債として一般会計2,200万円（道路公債）、特別会計1,400万円の発行を実施せざるをえなかった。また30年10月には、「失

(49) 『第五十八回帝国議会貴族院議事速記録』1930年5月14日参照。

(50) 「政府部内の積極論」(『東洋経済新報』1930年6月21日号)。なお発言は、1930年6月11日小泉通信大臣によるもの。括弧内は引用者による。

(51) 同上。

業救済事業ニ対スル国庫補助要綱」（内務大蔵両次官発地方長官宛）を通知し、地方公共団体が行なう救済事業に対して、国庫からの補助（労力費等の2分の1）と地方債起債の認可および低利資金の融資を定めたのである⁽⁵²⁾。

しかしながらそれらの施策は、直接的な失業救済事業はあくまで地方公共団体が実施することを基本とし、政府は上述のようにそれを一部補助するという消極的な性格のものであり、その規模自体もきわめて不十分なものであった⁽⁵³⁾。

一方、中小工業に関する財政的な救済措置も同様であったといえる。政府は、30年3月に中小商工業者の経営難に対して、とりあえず救済融資を実施することを決定し、2,000万円の予算を計上した。さらに、中小商工業者の経営難がますます深刻化する状況に直面して、同年12月には500万円の追加融資に踏み切るとともに、融資条件を緩和する措置を講じた。

とはいえそれは、『商工政策史』が指摘するように、内閣の緊縮スタンスに制約されて、きわめて弥縫的な措置にとどまるものであった⁽⁵⁴⁾。またこの融資は、最終経由機関が銀行ではなく信用組合である点に特徴があったが、同資金は主に農村の信用組合を通じて貸出されたため、その大部分が農民に融資される結果となった。市街地の信用組合を通じて商工業関係者に融資されたのは全体の約4分の1程度とみられ、さらに中小工業者が利用できた範囲はかなり狭いものであったとされている⁽⁵⁵⁾。

以上の結果、不況圧力に対処するための経済政策のスタンスは、政府の緊縮スタンスに基づく財政出動の限界という枠組みに規定されることとなった。すなわち、積極的な財政支出が期待できないことを前提とした、いわばカネをか

(52) 以上、大蔵省『昭和財政史』第3巻（歳計）、東洋経済新報社、1955年、第1章第6節、肥後和夫「世界恐慌と日本財政」（鈴木武雄編『財政史』東洋経済新報社、1962年）および加瀬和俊『戦前日本の失業対策』日本経済評論社、1998年、第6章を参照。

(53) この点に関して、例えば日銀調査局は、これを「国家の直接大規模な失業対策が講ぜられず、公共団体に委ねたため、その実質的な効果はさしたるものではなかつた」と評価している（日銀調査局「金解禁下の財政金融事情について」、日本銀行『調査月報』1954年6月号、47頁）。

(54) 通商産業省『商工政策史』第12巻、1963年、41頁。

(55) 以上、中小商工業に対する救済融資に関しては、同上書、40~41頁および112~114頁を参照。

けずに産業の倒壊を防ぐ点に重点をおいた展開とならざるをえなかつたということである。カルテルの組織力に着目し、それを経済統制法にもとづき支援することで産業の維持をはかるという統制政策は、まさにこうした背景をもちらながら登場することになった。

しかもそうした統制手法は、上述のような社会状況を反映して、単に大企業のみならず中小・零細規模企業の窮状に対処する際にも重要な意味をもつことになった。すなわち，“カルテルの中小工業版”として工業組合の設立を支援し、その統制力を利用する形で中小・零細規模企業の経営安定をもはかることが重視されることになったのである。

3. 企業合同問題と統制政策

さらに政府の緊縮財政スタンスは、浜口内閣が当所合理化促進の主要政策としていた企業合同に対しても影響を及ぼすことになった。そこでこの点を、製鉄合同を事例としてみることにしたい。

まず合同案の成立過程を簡単に指摘するならば、30年9月末、商工省臨時産業合理化顧問会で、鉄鋼業の合理化促進策として、製鉄合同を中心とする「製鉄業統制ニ関スル方策案」が作成され、幹事案として臨時産業審議会に提案された。30年11月、同審議会は、この幹事案とほぼ同じ内容の案を首相に答申した。それを受け商工省では、合理局、鉱山局、八幡製鉄所が中心となって合同案の具体化を進め、30年11月に「合同会社ニ関スル法律案要綱」をまとめ、さらに翌31年1月に「製鉄合同会社設立計画案」(いわゆる「31年計画案」)が作成され、議会提出に向けて他省庁との意見調整が行なわれたのである。

ところで、この「31年計画案」に関しては、岡崎哲二氏が詳細な分析を行なっている⁽⁵⁶⁾。それによれば、同案の特徴は、(1) 合同による収益性回復の限界を関税の引上げによって補いながら、(2) 合同後の新会社に対して政府が金融的補助を行なう。(3) 新会社は、この政府補助に依存する形で拡張的合理化投資

(56) 岡崎哲二『日本の工業化と鉄鋼産業』東京大学出版会、1993年。なお、本稿における製鉄合同案の成立経過および「31年計画案」に関しては、主に同著の研究成果に依拠している(同書、第5章)。

を積極的に行ない、銑鋼一貫化を推し進めるという点にあった。

ところが同計画は、恐慌下にもかかわらず強気の需要拡大を見込んで策定されたものであった。また、関税の引上げによって最低限の採算が保証されるとした収支見込みも、輸入価格の続落によって期待薄となっていた。さらに上記各省庁との意見調整の過程で、新合同会社が発行する社債の元利保証に対して、緊縮スタンスに立つ大蔵省が難色を示し、この点が直接的な障害となって、結局、議会への提出は見送られることになったのである。

このように企業合同による合理化促進という恐慌以前から構想された方針は、不況が深刻化するなかで十分な経済的合理性をもちえず、それゆえ逆に財政緊縮スタンスに抵触するものとして実現化には至らなかった。その結果、企業合同の促進という方向は後退し、その一方でカルテルを利用した統制策が政策の中心となるのである。

そこでこの点を、改めて経済統制法の成立過程に着目しつつみることにしよう⁽⁵⁷⁾。いま行論に必要なかぎりで、同法案の審議を行なった商工省臨時産業合理局統制委員会の経過を取り出せば、第8回審議に際して、以下の3つの案が提出されたことが注目される。具体的には、[1] 重要輸出品工業組合法改正案要綱、[2] 金融・財政措置ニ関スル时限立法案、[3] 企業ノ整理、合同及統制協定ニ関スル臨時法律案要綱試案である。

このうち [2] は、企業合同を促進する金融・財政手段を定めた法案であり、勧業銀行および日本興業銀行法の一部改正と、登録税および所得税法の一部適用除外を主な内容としていた。しかしながらその後、[2] に関する具体的審議は全く行なわれず、また議会にも提出されなかった。当時の資料からは、その理由が、必ずしも明らかではない。とはいっても、上述のように同じく議会への上程が目指されていた製鉄合同案が挫折したのと同様に、浜口内閣の緊縮財政スタンスに規定されて、企業合同のための金融・財政出動にコンセンサスが得られなかつたものと推察することができる⁽⁵⁸⁾。

(57) 以下、詳しくは平沢前掲『大恐慌期日本の経済統制』第1章を参照されたい。

(58) この点、宮島英昭氏が、財政当局の反対を指摘されている。宮島「産業合理化と重要産業統制法」(近代日本研究会『年報・近代日本研究』第6号、1984年) 122~123頁を参照されたい。

これに対して、カルテルの組織化に関する法案〔1〕と〔3〕は現実化の方向に向かうことになった。すなわち、〔1〕は中小工業部門に関する統制方針を示したものであり、25年に制定された重要輸出品工業組合法の適用範囲を国内向けに拡大することを骨子としていた。この方針に基づく法案はやがて議会に提出され、新版工組法として以後の中小工業統制の根拠法となる。また〔3〕も、大工業部門の統制法案として審議に付され、やがて商工省による法案化の過程で修正を経て議会に提出され、重産法へと結実することになったのである。

おわりに

最後に、これまでの検討結果をもとに昭和恐慌と30年代統制との関連についてまとめれば、およそ以下のようになろう。

まず第Ⅰ～Ⅱ節でみたように、昭和恐慌は、日本の大工業から中小工業部門に至るまさに産業全般にわたって未曾有の不況圧力を及ぼすものであった。これに対して各企業は、①いわゆるヒト、モノ、カネの合理化と、②カルテルによる過当競争の排除によって対応したが、経済統制の登場とかかわらせて考える場合、それは以下の3つの問題を内包していたといえる。

第1は、欧米先進国に比べ重化学工業化がおくれていた日本経済においては、恐慌下にカルテルが形成され始めたばかりの状態であって、その統制力（不況抵抗力）は必ずしも強固なものとはいえなかつたことである。それに加えて、重工業を中心に先進国のダンピングによる輸出攻勢にも脅かされていた。したがつて、従来どおりの「産業の自治」原則にまかせてそうした状態を放任しておくことは、重要産業の倒壊につながりかねないという問題があつた。

第2に、企業が自己の存立・維持をかけて展開していた合理化が、その一方で雇用・失業問題を深刻化させ、それにともなつて生活防衛的な労働争議が頻発し社会問題化していたことである。とはいへ、第Ⅲ節でみたように、こうした事態は“当事者ノ直接如何トモスル能ハザル”結果であり、これらの社会問題に対して市場自身による自律的な解決能力には限界があつた。しかも、これまで工業部門で排出された解雇労働者の受入先となってきた農村は、この時期

やはり深刻な農業恐慌によって疲弊し、もはやそうした機能を十分果たしえないという状況にあった。このことは、工業部門で生じた雇用・失業問題は、同部門を対象とした政策によって対処する必要性をより強めることになったといえる。

さらに第3として、当時の労働争議が中小・零細規模企業で特に頻発していたことが端的に示すように、農村とともにこれまで、そして恐慌下においても潜在的失業者の受け入れ先として重要な社会経済的な役割を担っていた中小・零細規模企業が不況の影響を最も深刻に受けており、その経営安定化が重要問題となっていたということである。

昭和恐慌期に新たに登場する経済統制法およびそれに基づく統制政策は、まさにこれらの問題に対処する歴史的役割を担うものであったといえる。言い換えば、こうした問題に対処するために、30年代統制はおよそ以下の特徴をもつことになったととらえることができる。

第1にそれは、大工業から中小工業部門に至る産業全般を対象とした包括的なものであったということである。そして実際、前者を対象とした重産法と、後者を対象とした工組法がそろって成立し、しかも大工業統制と中小工業統制とは密接に関連しつつ展開されることになった。

第2に政策手法としては、カルテルおよび工業組合の統制機能に着目し、その形成を政策的に促進すること、あるいは未だ脆弱なそれらの組織力強化を特徴としていた。そしてそれは、当時の内閣の基本スタンスであった緊縮方針に拘束されて積極的な財政金融政策を展開できず、また企業合同策も後退するなか、極力財政支出をともなわない形で上記の問題に対処するうえでも重視されることになったといえる。

さらに第3として、第IV節でみたように、恐慌下に雇用・失業問題が深刻化しているにもかかわらず社会政策の柱とされた労働組合法や小作立法の制定は実現をみず、また失業救済事業もきわめて不十分なものにとどまった。こうしたなかで新たな統制政策は、社会政策的性格を色濃く有するものとなったといえる。すなわち、合理化の一環として競争劣位企業の淘汰を促進するというよりも、むしろそうした限界企業の存続をも重視する競争規制的な統制政策が展

開されることになったのである。

そして実際、先の拙著で論じたように、大工業部門の統制に際しても、重産法の統制規定およびその運用過程において、大企業のみならず中小規模企業の存立が重視される展開がみられた。一方中小工業部門でも、工業組合による統制の展開を通じて中小経営の好転をはかり、その結果として従業者の生活安定を実現することが目指された。また敵対的関係にあった大企業を工業組合（連合会）に加盟させることで市場の安定化をはかり、中小経営の安定がはかられるといった展開がみられたのである。

もっとも冒頭で指摘したように、これら統制政策は、あくまでカルテルおよび工業組合の統制力を利用する形で過当競争を規制し、市場システムの破綻を阻止するセイフティーネットの役割を担うものであり、その意味で積極的に景気の回復を推進する政策ではなかった。言い換えれば、昭和恐慌からの脱却は、市場システムの破綻を阻止するこうした制度的枠組みを前提としながら、その後、内閣の交替とともに積極財政が展開され⁽⁵⁹⁾、その他方で労賃水準を低位に保つメカニズムが機能しつつ、積極的な資本投資が展開されることによってはじめて実現されるのである。

[付記] 本稿は、2001～2002年度学術振興会科学研究費（基盤研究C）による研究成果の一部である。

(59) 具体的には、浜口の後を継いだ民主党若槻礼次郎内閣の後の政友会犬養毅内閣のもとで展開された「高橋財政」をさしている。